

めざします企業の繁栄と社会への貢献

ほづじん新津



「おぼなじ小花地のぼしよく暮色」

黒井辰男（五泉市）

法人会は異業種交流のパイオニアです。

目次

2 P	24年度通常総会 優良経理担当者表彰
3 P	決算・予算・事業計画
4 P	税務署長の挨拶
5 P	税務情報だより
6 P	税務署職員移動状況 監督署だより・職安だより
7 P	会員のひろば
8 P	青年部・女性部コーナー
9 P	支部だより
10 P	尾瀬ヶ原ハイキング 講演会予告
11 P	新入会員の紹介 古切手・古タオル 回収協力企業名

◇発行所

公益社団法人 新津法人会
〒九五六―〇八六四
新潟市秋葉区新津本町三丁目一の七
新津 商 工 会 議 所 内
TEL〇二五〇(二三)三四八八

◇発行人

税制・広報委員長
木村 藤 雄

新津支部（新津商工会議所内）
☎二一三―三四八八

五泉支部（五泉商工会議所内）
☎四三一―五五五一

村松支部（村松商工会内）
☎五八―二二〇一

小須戸支部（小須戸商工会内）
☎三八―二五六〇

東蒲支部（津川商工会内）
☎九二―二四九四

平成二十四年度 通常総会開催

会長 高橋三吉氏 勇退

春日忠男氏会長に

選任される



去る五月二十五日(金)午後二時二十分より秋葉区新津駅前ホテル「美好」において、新津税務署内山功署長をはじめ、多くのご来賓の方々のご臨席をいただき盛大に開催されました。

先ず高橋三吉会長が挨拶に立ち、法人会の現状として、「法人会法」の改正に伴い、当法人会は公益法人認定に向けて鋭意検討を重ね、昨年の十一月十七日開催の「臨時総会」において会員総意のもと、公益社団法人に移行すべく可決承認されました。

以降公益移行認定にむけて申請書をはじめ関係書類の作成に務めて参りました。

平成二十四年一月十九日開催の「公益法人認定審議会」において当法人会は「公益法人」として

て相当である旨の答申を頂き、平成二十四年三月二十一日付けで「公益社団法人認定書」が交付され受領いたしました。

その後、登記申請に必要な関係書類を整え、四月一日付けで「社団法人新津法人会」の「解散登記」を行うと共に、同日をもって「公益社団法人新津法人会」の「新設登記」を完了したものであります。

よって、このたびは、新津法人会が「公益社団法人」としての第一回通常総会でございます。以上述べられ次第に基づき議事に入りました。

第一号議案

平成二十三年度

決算報告承認に関する件

報告事項

(1)理事会承認事項

平成二十三年度事業報告

平成二十四年度事業計画

平成二十四年度収支予算

以上議案について詳細説明の後、慎重審議の上満場異議なく原案どおり可決承認されました。

◎新津税務署長表彰

受賞者 吉田和久(五泉支部)

(株)吉田印刷所

◎優良経理担当者表彰
受賞者 田辺けい子(新津支部)
(株)カワマツ
勤続年数 四十年

勤続年数 四十年

続いて新津税務署内山功署長の祝辞を頂いた後、高橋会長は「この度、私事であるが会社の代表取締役を退任いたしました。よって、当法人会の代表理事(会長)は本日をもって辞任いたします。ついては、平成二十四年五月十日開催の理事会において後任として副会長の春日忠男氏(新津支部)を推薦し、諮りたるところ満場一致拍手をもって代表理事に選任することに確定的いたしました。本通常総会において皆様の承認をお願いする」

以上述べられ、高橋三吉氏は退席されました。

定款 第四章 役員

(役員の選任)

第十二条2、会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によつて理事の中から選任する。

第六章 理事会

(権限)

第二十八条 (3)会長、副会長及び専務理事の選定及び解職。

尚、新代表理事春日忠男氏の任期は前任者の残任期間とする。以上をもって公益社団法人新津法人会通常総会の全部を終了いたしました。



優良経理担当者表彰式



新津税務署長表彰式



内山 功 新津税務署長



講演会聴講風景



記念講演 岸 博幸 氏

平成24年度 事業計画

公益社団法人新津法人会として平成二十四年四月一日付けで設立登記し新発足しました。新公益法人として、本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制、税務に関する提言を行い、公平な申告納税制度の維持・発展と税制行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした事業を行うこととしている。

なお、今回の公益法人制度改革の理念と活動に立ち返る機会

一、活動の基本方針

と捉え、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れると共に地域の活性化にも配慮しつつ以下に掲げる諸事業に取り組みこととしました。

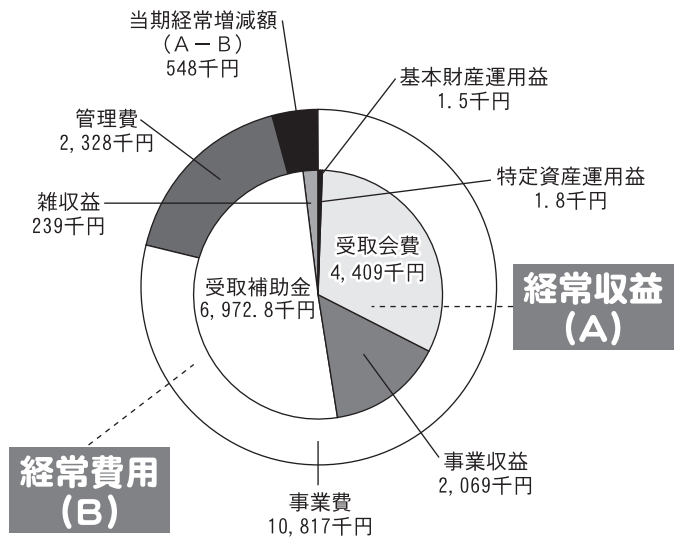
二、主な事業計画

- 1、税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業
 - (1) 税に関する研修・セミナー事業
 - (2) 講演会事業
 - (3) 租税教育事業
 - (4) 税の広報事業
- 2、地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業
 - (1) 講演会・セミナーの開催事業
 - (2) 地域の社会福祉や環境問題などの改善に資する事業
- 3、会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業
 - (1) 組織の強化・充実
 - (2) 広報活動の充実
 - (3) 青年・女性部会の充実
 - (4) 法人会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業
- 4、本会の組織を充実し、全国法人会総連合・新潟県法人会連合会及び友誼団体との連携強化を図る事業
- 5、本会の活動に関する諸官庁との連携を図る事業
- 6、その他、本会の目的達成に必要な事業



平成23年度決算書

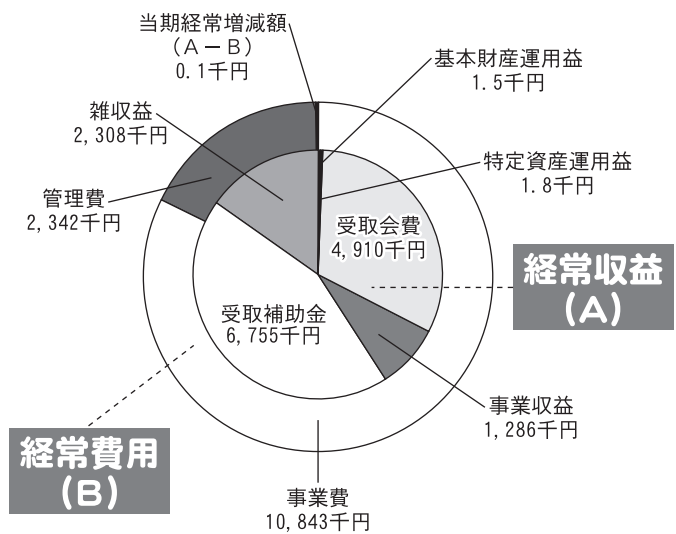
平成24年5月25日の総会で承認されました。



(内円=収益/外円=費用)

平成24年度予算書

平成24年5月25日の総会で承認されました。



(内円=収益/外円=費用)

署長着任のあいさつ



新津税務署長
敏朗

この度の人事異動で、新津税務署長に着任いたしました敏朗でございます。前任は関東信越国税局の徴収部で主任訟務官を務めておりました。出身は新潟県ですが、新潟県での勤務は約十三年ぶりとなります。自然が豊かで歴史のある新津税務署に勤務することになり、このたび皆様と縁あつてお付き合いさせていただくことを大変光栄に思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

公益社団法人新津法人会におかれましては、各種研修会等の開催や会報誌等の発行を通じて、税知識の普及や納税道義の高揚に多大なご協力をいただいていると承っております。春日会長をはじめとする役員の皆様の日ごろからのご尽力と、会員の皆様のご理解、ご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化や経済のグローバル化が急速に進み、社会保障給付などの増加や経済変動により国の財政がますます厳しくなる中、税のあり方がその使い途とともに、一層身近で重要な課題となつてきています。

このような中で国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履

行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、その使命を果たすため、納税者の皆様に申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行つていただけるよう、サービスの充実に努めております。

特に、国税電子申告・納税システム(e-Tax)については、関係各位のご協力も得て、平成二十三年度の国税庁全体としての利用率が53%になりました。私どももいたしましても、今後も引き続きe-Taxの一層の普及及び定着に取り組みていきたいと考えております。新津法人会の皆様におかれましては、これまででも多大なるご支援をいただいておりますが、今後ともより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、先般調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から国税通則法が改正されました。これにより、平成二十五年一月から定められた税務調査手続に基づき調査を実施するとともに、全ての不利益処分について理由附記を行うこととなりました。この法改正の趣旨・内容をきちんと踏まえ、私ども税務に携わるものといいたしまして、適正かつ円滑な執行に取り組みていきたいと考えています。

私たちは税務行政の担い手として、適正公平な課税の実現を目的に日々精進してまいり所存であります。そのためには新津法人会の皆様のご支援が必要不可欠であると考えております。

今後ともより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、公益社団法人新津法人

会の益々のご発展と会員の皆様のご健康とご繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

日本の心を忘れた日本人



(有)五十嵐会計事務所
五十嵐 隆

自殺した殺人だと完全に日本人の心が壊れています。明治の時代までは、日本人の心は世界でも類を見ない、何と美しい人種なのだろうと言われてきました。貧乏で有つてもお互いに助け合い、励まし合つて生きてきました。ですから家に鍵をかけるなくても泥棒は人ならないし、安全は世界一と謳われたものです。

また私が小学校のころは、修学旅行に行けない生徒がいたら、先生が面倒を見て連れて行つてくれたものです。戦後の日本には、まだ少しは日本の心を持った年寄りがいたものですから、やつて良い事と悪い事のケジメが有つたし、情というものも有つたように思います。

昔が全部良かったと言っているのでは有りません。「姥捨て山」の昔話ではないですが、貧困で生活ができない事も常態で有つたと思えます。協力し有つて行かないと生きられませんか、「村八分」という制裁が有りました。サラリーマン化した現在の生活形態での村八分騒動(関川村)とは根本的に異なります。

農耕民族時代のお盆と、ほとんどがサラリーマン化した時代のお盆とは、全く時間の過ごし方が異なります。すっかりアメリカカナイズされた現在は、お金、お金の亡者になり下がっただけでなく、他人に良い事が有ると、「妬み」、「恨み」をもって足を引っ張つてきます。

明治維新後の日本人は、西洋文化に学べと邁進し、日本の文化は駄目なのだ切り捨ててきました。その結果が西洋かぶれの現在の日本の姿です。(武士道も全部捨てました)

学歴最優先主義で、東大を出ないと人間扱いをしない官僚達。地方の市役所であつても一流大学を出ていないと出世はできません。情の分からない人間に庶民の気持ちなど分かるはずが有りません。社会保険事務所、その他の役所関係職員を見てください。情を持つて対応してくれていますか。

助け合い、励まし合い、みんなで何とか生きて来た、資源の無い日本であつたはずですが、どんな山奥にも道路が有り、人が住む集落も有ります。でもこの頃は、余りにも物質面の貧富の差が激しく、その差が心の差にまでなつてきているように感じます。

文明の進化は悪い事ではありません。世の中がドンドン便利になつて大いに結構な事だとは思いますが、これに反比例して心が貧しくなり、悪い方向に向かつている元凶ではないでしょうか。人間も地球上に住む動物です。文明の進化という美名のもとに、人間のエゴが地球破壊の最大の原因になつてしまいました。東日本大震災で、まだまだ日本も捨

てたものでない事が分かりました。企業再生を果たした企業を見ては、そんなことをすれば誰だつて立ち直りできるか他人様は言い放つ。じゃあ自分でやつたら。大勢の方達の協力が有つての事なのに、貴方に本当に協力してくれる人は何人。

京都龍安寺に銭形をつくばい(手水鉢)があります。真ん中に「口」の形が彫つて有り中に手洗い水が入つています。上から「五」・右に「隼」・下に「足」・左に「矢」の文字が刻まれていて、それぞれの各部分に口を加えると「吾」・「唯」・「足」・「知」と読みます。分を知りなさいと言つておきましょう。

分相応を理解していないから「偽」が生じてきます。(見栄や無理だつて本当の自分への偽りです)

煩惱を捨てましょう
欲をかいても死ぬときは置いて行く

さつと自分で自分自身はどうなのか。これまた煩惱の固まりで、能力の限界に挑戦とカッコを付けてはいるがあつちにゴツツン、こつちにゴツツン。年中頭を撲つて反省の毎日。能力をお持ちの皆様から見れば何をやっていると言われるのが落ちで、凡人には悩みが絶えません。

世知辛い世の中ですが人間として
気持ち「わくわく」することを
考えましよう。



年末調整説明会の日程のお知らせ

開催日	開催時間	開催場所
平成24年 11月20日(火)	13:30 ~ 15:30	阿賀町文化福祉会館
平成24年 11月21日(水)	10:00 ~ 12:00	新津地区市民会館 第一会議室
	13:30 ~ 15:30	
平成24年 11月22日(木)	10:00 ~ 12:00	五泉市福祉会館
	13:30 ~ 15:30	

ご都合の良い日時のお会場にお越しください。


ご不明な点は新津税務署法人課税部門までお問い合わせください。

☎0250-22-2171 (直通)

税に関する情報は国税庁ホームページへ

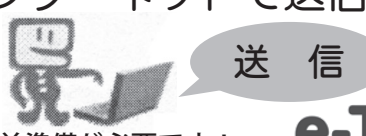
Q：確定申告書を作成したい

A：確定申告書等作成コーナーをご利用ください!!



➔


インターネットで送信!



e-Tax

※事前準備が必要です!
国税電子申告・納税システム


Q：税金について調べたい



➔

郵送もOK


書面提出



※プリントアウトして郵送!

➔

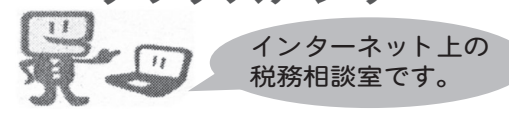
A：動画と図解で分かりやすく!



➔

A：よくある質問に対する回答を掲載しています!

タックスアンサー



www.nta.go.jp

国 税 庁

検 索



平成24年7月10日発令 新津税務署 法人課税部門 人事異動

新任			転出者		
新所属・職名	氏名	旧所属・職名	新所属・職名	氏名	旧所属・職名
新津税務署 署長	罇 敏朗	関東信越国税局 徴収部 主任訟務官	関東信越国税局 課税第二部 酒類業調整官	内山 功	新津税務署 署長
新津税務署 総務課長	土生津 茂	浦和税務署 資産課税第一統括官	関東信越国税局 徴収部 管理運営課 課長補佐	松澤 亮	新津税務署 総務課長
新津税務署 法人課税統括官	原田 昭裕	新発田税務署 法人課税統括官	長岡税務署 特別国税調査官	田中 繁博	新津税務署 法人課税統括官
新津税務署 法人課税上席官	黒井 陽子	新潟税務署 審理専門官付(法人)	新発田税務署 法人課税上席官	中村 博幸	新津税務署 法人課税上席官

新津労働基準監督署からのお知らせ

○平成24年度 全国労働衛生週間の実施について

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

●準備期間 9月1日～9月30日 ●実施期間 10月1日から10月7日

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で63回目を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきました。

我が国における業務上疾病による被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は7,779人と前年に比べ4%減少しました。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成23年は52.7%とやや上昇したほか、印刷業での胆管がんの発生が問題になるなど職場のリスクは依然として存在しています。

また、我が国の自殺者3万人超のうち約2,700人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずいること、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっています。

第11次労働災害防止計画は今年が最終年となることから、以上の状況を踏まえ、その目的達成に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着手し、健康を確保する必要があります。また事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的推進により、労働者がメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場を実現することが求められています。さらに、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙のない職場の実現を図ることが重要です。

このような観点から、本年度は、「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の推進を図ることとしております。本週間を契機として、それぞれの職場において、労働衛生管理の重要性について認識を深め、日頃の衛生活動の総点検を行い、労働衛生管理水準の向上に努められるようお願いいたします。

○労働保険の加入手続きはお済みですか

「本気で考えて一。労働保険」

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した保険制度のことで、昭和50年に労働保険が全面適用されてからは、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っている事業主は労働保険の加入手続きを行わなければならないことになっています。

労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は事業主の責任と義務です。成立手続きを行うよう指導を受けたにも関わらず、未手続の事業主には、追加の徴収金が課される場合があります。また、未手続事業場で労働災害が発生した場合、保険給付に費用を徴収されることがあります。

※詳しくは新津労働基準監督署（0250-22-4161）へご相談ください。

ハローワーク新津からのお願い

○来春新規学校卒業予定者の採用をお願いします

平成25年度3月新規高等学校卒業予定者の求人受理が6月20日から始まりました。

リーマンショック以降、景気の回復が遅れていることから求人数は就職を希望する生徒の数を大きく下回っています。ハローワーク新津管内では、例年200名程の就職希望者がいる中で、何名かの生徒については就職未決定のまま卒業を迎えてしまい、4月以降も引き続きハローワークにおいて職業相談を続けている状況にあります。学校卒業という大きな節目に良い就職ができないと、生徒のその後の人生まで大きく左右されてしまいます。卒業までに何とか希望者全員の就職先を決定できるような十分な数の求人が必要です。

厳しい社会情勢にあることは生徒もよく認識しており、就職意識は非常に高くなっていますので、今が優秀な人材を確保する絶好のチャンスでもあります。地域の将来を担う労働力となる高校生の地元就職を促進するためにも、1名でも多くの求人申し込みをお願いいたします。

ハローワークでは「求人開拓推進員」を配置しておりますので、電話にてご連絡をいただければ、事業所を訪問して求人申し込みのご相談をさせていただきます。是非、ハローワーク新津（025-22-2233）までご一報願います。

○平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

「障害者の雇用の促進に関する法律」では事業主に対して、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけています。

民間企業の法定雇用率は、平成25年4月1日から、現在の1.8%から2.0%へ引き上げに、また、障害者雇用をしなければならない事業主の範囲も、従業員56人以上から50人以上に変わります。

障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合は企業名が公表されます。

また、事業主間の負担の公平を図るため、「障害者雇用納付金制度」により、法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）からは法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に、法定雇用率を上回っている事業主には作業施設・設備の改善や職場環境の整備などの経済的負担を軽減するための障害者雇用調整金、報奨金、各種助成金等を支給しています。

納付金制度について、また、各種助成金のご利用や職場定着に向けた人的支援などについては、ハローワーク新津までお問い合わせください。